

世田谷区児童相談所運営状況等報告

(令和2年10月版)

世 田 谷 区

第 1 児童相談所の概況

1 所在地等

- ・所在地 世田谷区松原 6 丁目 4 1 番 7 号
- ・管轄区域 世田谷区全域
- ・開設年度 令和 2 年度
- ・電 話 0 3 - 6 3 7 9 - 0 6 9 7
- ・交 通 小田急線梅ヶ丘駅下車 5 分
小田急線豪徳寺駅下車 5 分
東急世田谷線山下駅下車 5 分
バス「松原（世田谷区）」下車 2 分（梅ヶ丘駅～千歳船橋駅【梅 0 1】・梅ヶ丘駅～経堂駅【梅 0 2】・経堂駅～渋谷駅【渋 5 4】）

2 設置の目的・理念

- ・平成 2 8 年の児童福祉法の改正では、昭和 2 2 年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされた。
- ・区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんな子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。この目標の達成に向けて、児童が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、同法第 1 2 条第 1 項及び第 5 9 条の 4 第 1 項の規定に基づき、児童相談所を設置するものである。
- ・区の児童相談所の設置は、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を大きく前進させる大きな挑戦である。この認識の下、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図る。

3 児童相談所等の沿革

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成20年6月	平成18年(2006年)の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務として整理	
平成21年4月1日		【改正児童福祉法施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成24年4月1日		【民法等の一部を改正する法律施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・親権停止制度の創設 ・児童相談所長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
平成25年11月	特別区児童相談所移管モデルの作成	
平成27年3月	世田谷区子ども計画(第2期)策定	
平成28年4月25日		児童相談所強化プラン(厚生労働省児童虐待防止対策推進本部)
平成28年6月3日		【改正児童福祉法施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化等 【改正児童虐待防止法施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・しつけを目的とした児童虐待の防止 【改正母子保健法施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健施策を通じた虐待予防等
平成28年10月1日		【改正児童福祉法施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 【改正虐待防止法施行】 <ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年3月	世田谷区児童相談所設置計画の策定	

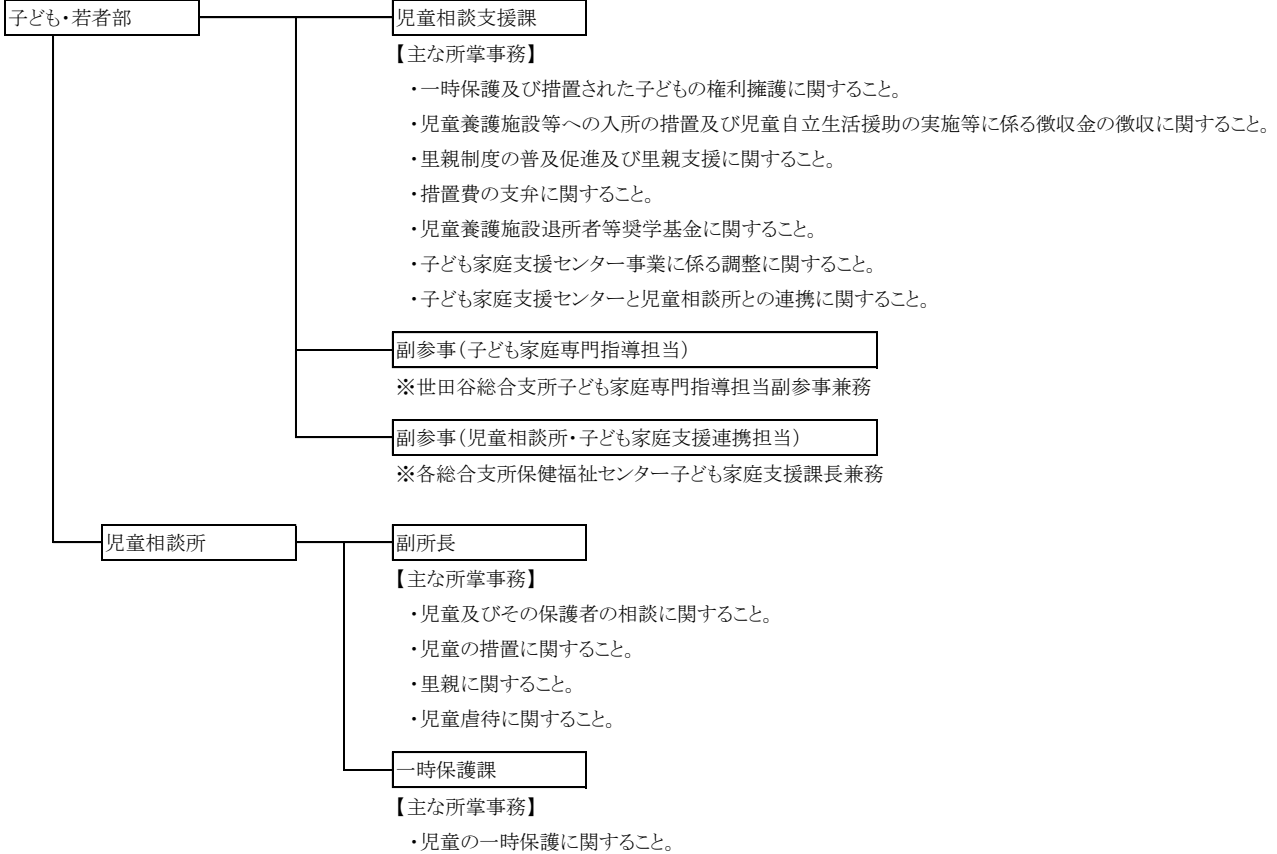
日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成29年4月1日		<p>【改正児童福祉法施行】</p> <p>(※は改正虐待防止法にも規定あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記) ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続(※) ・児童相談所から市町村への事案送致(※)等 <p>【改正母子保健法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化
平成30年4月1日		<p>【改正児童福祉法施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者等の意に反する一時保護が2か月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 <p>【改正虐待防止法施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接近禁止命令の対象拡大 <p>【民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行】</p>
平成30年5月	世田谷区児童相談所設置・運営計画(第一次更新計画)策定	
平成30年7月	世田谷区児童相談所設置・運営計画(第二次更新計画)策定	
平成30年7月20日		<p>児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底 ・児童相談所と警察の情報共有の強化 等
平成30年12月18日		<p>児童虐待防止対策体制総合強化プラン(児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の人口当たり配置標準の見直し ・里親養育支援児童福祉司の配置 等
平成31年2月	世田谷区児童相談所設置・運営計画(第三次更新計画)策定	
平成31年3月19日		<p>児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備 ・医師・保健師の配置の義務化 等

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
令和元年7月	国が示した新たな児童虐待防止対策等を踏まえた世田谷区児童相談所設置・運営計画（最終更新計画）策定	
令和元年8月22日	世田谷区を「児童相談所を設置する市（区）」に指定する政令の閣議決定	
令和元年10月1日	世田谷区児童相談所設置条例制定（令和2年4月1日施行）	
令和2年3月	世田谷区子ども計画（第2期）後期計画策定	
令和2年4月1日	特別区初となる世田谷区児童相談所及び一時保護所の開設	【改正児童福祉法等施行】 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 【民法等改正施行】 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し
令和2年9月	社会的養育推進計画（素案）策定、パブリックコメントの実施	

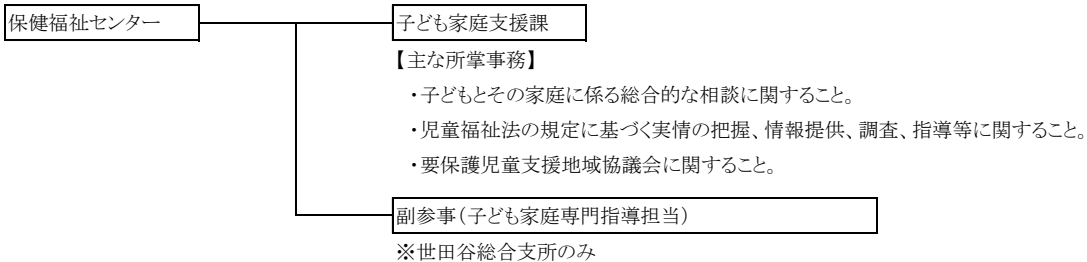
4 児童相談所の組織及び職員

(1) 組織

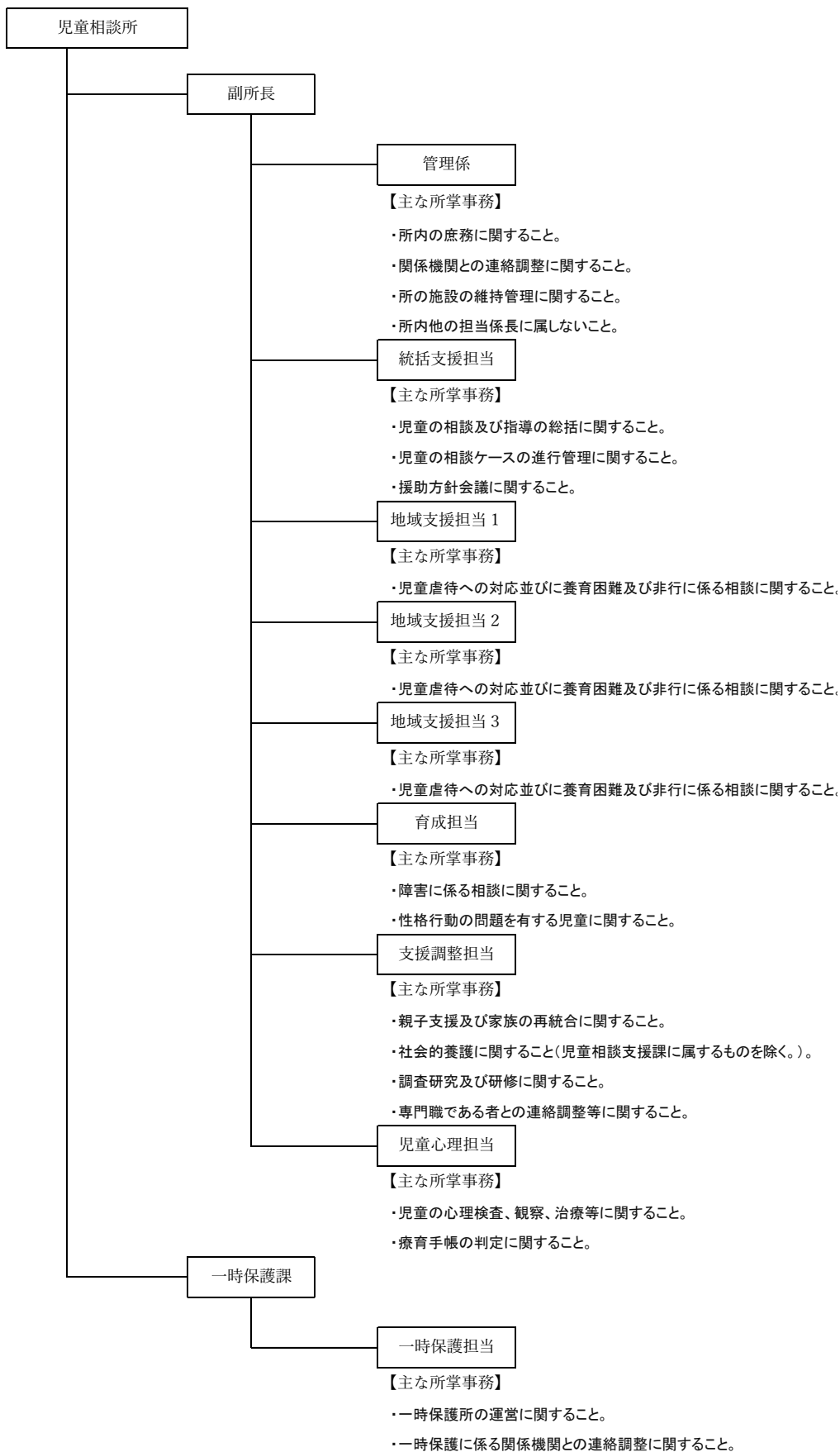
本庁



各総合支所



(2) 所内組織



(3) 所内の職員配置状況（令和2年10月1日現在）

児童相談所		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
所長		1	1	0	0
副所長		1	1	0	0
児童福祉司		36	36	0	0
児童心理司		16	15	1	0
保健師		2	2	0	0
事務		4	4	0	0
非常勤 職員	事務	2	0	2	0
	児童福祉司業務補助	2	0	2	0
	通告窓口受付	5	0	5	0
	里親対応専門員	1	0	1	0
その他	警察官 OB	2	0	2	0
	医師	2	0	0	2
	弁護士	2	0	0	2
	愛の手帳判定医	4	0	3	1
合計		80	59	16	5

一時保護所		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
一時保護課長		1	1	0	0
児童指導員・保育士		32	32	0	0
心理		1	1	0	0
看護師		2	1	1	0
業務調理員		7	3	4	0
非常勤 職員	児童指導、保育	6	0	6	0
	夜間児童指導員	16	0	16	0
その他	学習指導員	3	0	3	0
	栄養管理嘱託員	1	0	1	0
	専門支援員	1	0	1	0
合計		70	38	32	0

児童相談所・一時保護所		配置数	参考（内訳）		
			常勤	非常勤	委託
合計		150	97	48	5

【参考：都世田谷児童相談所の職員の配置状況（平成31年4月1日現在数）】

・児童相談所46人

児童福祉司20人、児童心理司8人、警察官OB2人、弁護士1人、医師1人、その他14人
「東京都児童相談所事業概要」（令和元年）より作成

第2 運営状況のあらまし

1 児童虐待相談の対応状況等

(1) 児童虐待相談の対応状況

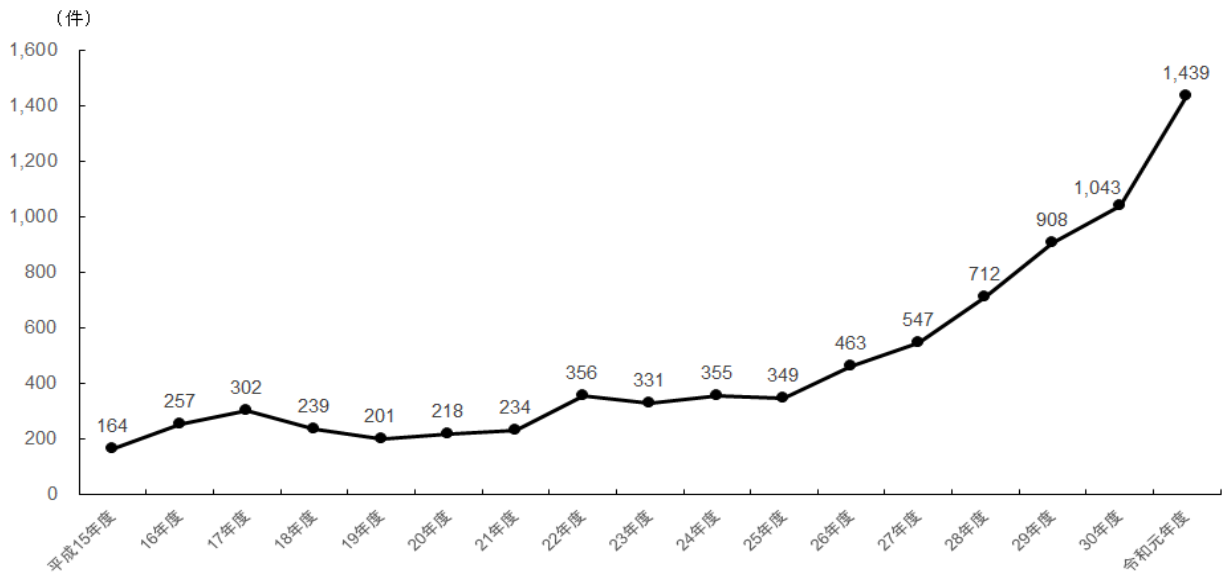
- ・令和2年4月から同年9月までの区児童相談所における虐待相談対応件数は、578件となっている。
- ・また、令和2年4月から同年9月までの子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、718件となっている。

各月の新規対応件数を計上。不受理となった通告等は除く。(単位:件)

相談経路	時点	平成30年度 (年度合計)	令和元年度 (年度合計)	令和2年						計
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	
児童相談所		1,043	1,439	68	62	149	110	84	105	578
子ども家庭支援センター		900	1,265	43	125	178	158	114	100	718
合計		1,943	2,704	111	187	327	268	198	205	1,296

【参考：都世田谷児童相談所における虐待相談対応件数の推移】 ※狛江市含む

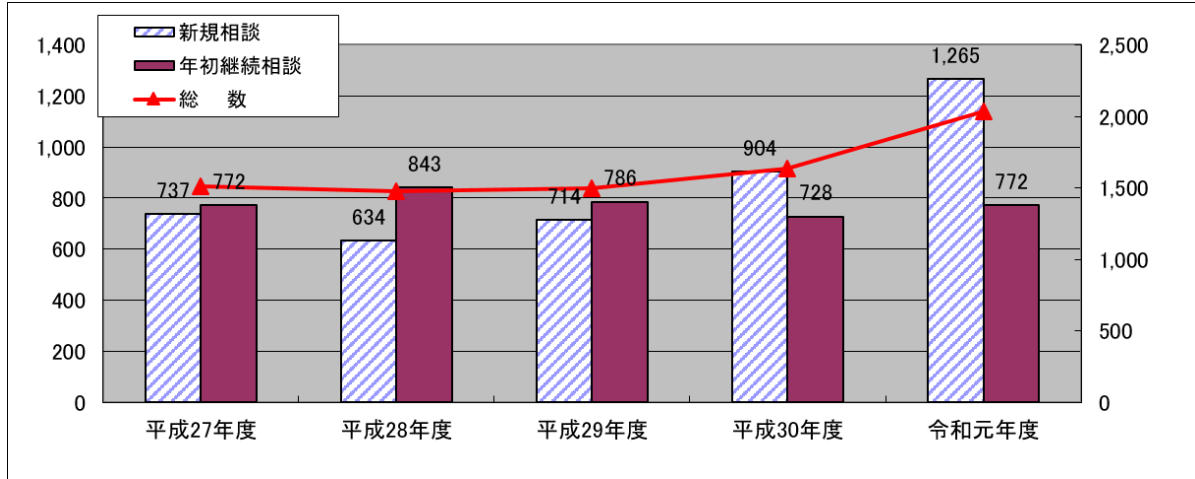
都世田谷児童相談所の虐待相談対応件数は、年々増加傾向が顕著となっていた。



「東京都児童相談所事業概要」より作成

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況は、令和元年10月から新しい「東京ルール」※の運用が開始されたことに伴い、子ども家庭支援センターの新規受理件数が例年より顕著に増加した。



※新しい「東京ルール」…都区間の新たなルールとして、都世田谷児童相談所が受理した警察からの心理的虐待（面前DV）案件等は、子ども家庭支援センターが対応することとなった。

「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」等より作成

【参考：区児童相談所における虐待通告件数※の状況】

令和2年4月から同年9月までの間に、区児童相談所に寄せられた虐待通告件数※は、1,073件となっている。

相談経路	時点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
児童相談所		129件	175件	226件	238件	114件	191件	1,073件
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」		23件	45件	50件	29件	17件	20件	184件
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」		23件	50件	89件	68件	18件	43件	291件
その他（警察署からの書類通告等）		83件	80件	87件	141件	79件	128件	598件

※「通告件数」と「対応件数」の関係

- 「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、不受理となったものや、同一ケースの重複を含む。
- 「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す（国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている）。
- 通告→通告受理→相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかによりそれぞれの件数は異なるため、「通告件数」と「対応件数」は一致しない。
- なお、都世田谷児童相談所の虐待相談受理件数は、平成30年度は1,097件、令和元年度は1,352件である（児童虐待通告件数の公表はなし）。

(2) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

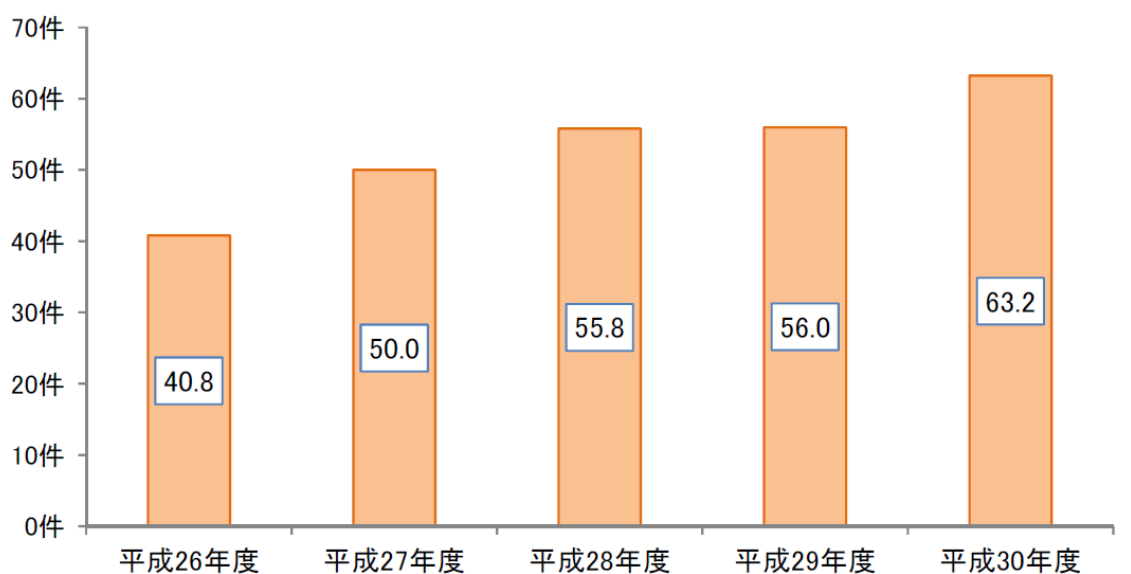
区児童相談所における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は、37.6件^{※1}となっている。

※1 算出方法： $(\text{令和元年度虐待相談受理件数}^{\ast 2} \div \text{児童福祉司}(36人)) = \text{一人当たりの相談件数}$

※2 区児童相談所は令和2年4月に開設したため、都世田谷児童相談所における令和元年度の虐待相談受理件数（狛江市含む）1,352件を用いた。

【参考：都児童相談所における児童福祉司一人当たりの相談件数の推移】

都児童相談所における児童福祉司一人当たりが受理する虐待相談は、年々増加しており、平成30年度は一人60件を超える状況となっている。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 区の一時保護の状況

令和2年4月から9月末までにおける区の一時保護は、72人となっている。

区の子童の一時保護の件数（人数）

区分	時点	令和2年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
新規保護児童数		-	9人	6人	18人	11人	13人	15人	72人
保護解除児童数		-	△8人	△6人	△11人	△5人	△12人	△11人	△53人
月末時点の保護児童数 （前月比増減）		11人	12人 (+1)	12人 (±0)	19人 (+7)	25人 (+6)	26人 (+1)	30人 (+4)	-

区の子童の一時保護の方法

区分	児童数
新規保護（4月～9月計）	72人
うち区の一時保護所での保護	56人
その他	16人

区の子童の一時保護の理由

区分	児童数※
被虐待	41人
養育困難	18人
非行	8人
その他	5人
合計	72人

※令和2年4月～9月の間の新規保護児童（区の子童）の実人数の内訳を計上している（保護時点における保護の方法・理由について計上している）。

【参考：区の一時保護所の入所状況※】

	区の子童	他自治体の児童	合計
合計	56人	5人	61人
幼児（2歳～5歳）	5人	0人	5人
学齢男子	34人	0人	34人
学齢女子	17人	5人	22人

※令和2年4月～9月の保護人数（実人数）を計上

【参考：都の一時保護】

区分	時点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都の一時保護※1		2,722人	2,918人	2,887人	3,409人	3,644人※2

※1 都全体の一時保護所（治療指導課での一時保護除く）での保護と、一時保護委託の合計児童数（出典：東京都児童相談所事業概要より。）

※2 都世田谷児童相談所の令和元年度の一時保護 一時保護所102人 一時保護委託79人 合計181人

(4) 一時保護委託の児童数

令和2年4月から9月末までにおける一時保護委託児童数は27人*となっている。

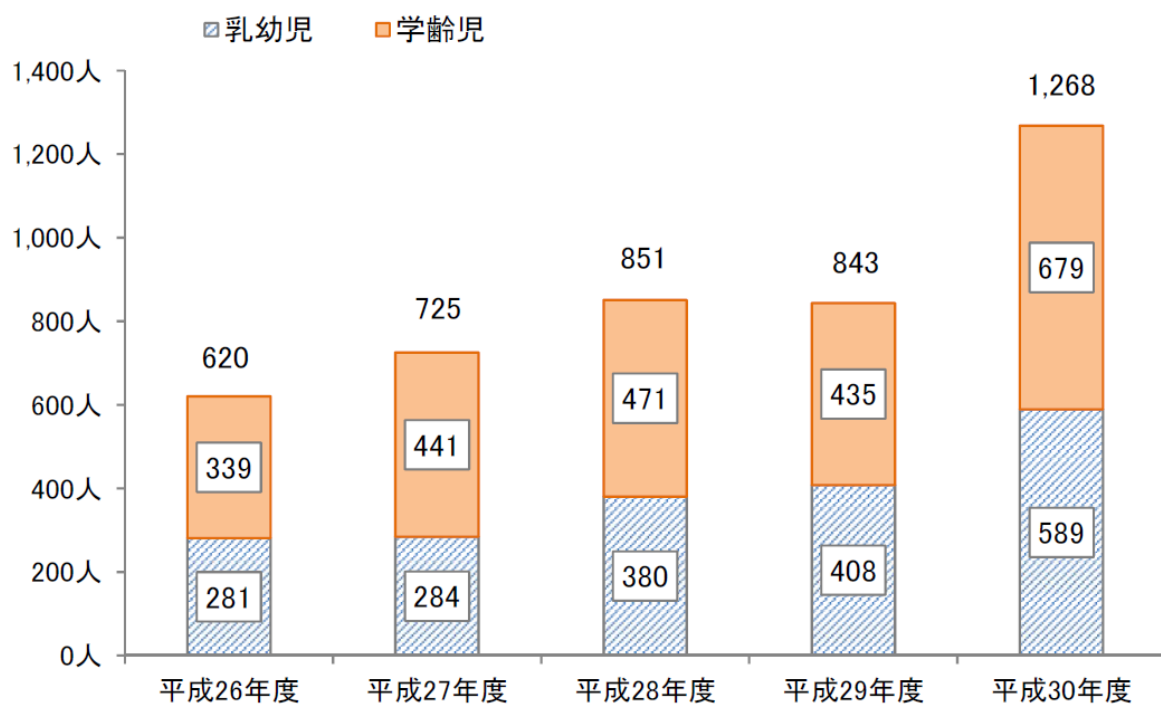
<内訳>

	令和2年4月～9月の一時保護委託児童数合計		
	うち他自治体の一時保護所への保護委託	うち施設等への保護委託	
乳幼児	5人	0人	5人
学齢児	22人	7人	15人
合計	27人	7人	20人

※うち令和2年4月の区児童相談所の開設にあたり、都から引き継いだ一時保護児童は11人おり、引き続き同じ場所で保護を継続した。

【参考：都児童相談所における一時保護委託児童数の推移】

都全体における一時保護委託件数も増加傾向にあり、乳幼児は毎年増加を続けている。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(5) 社会的養護のもとで育つ児童数

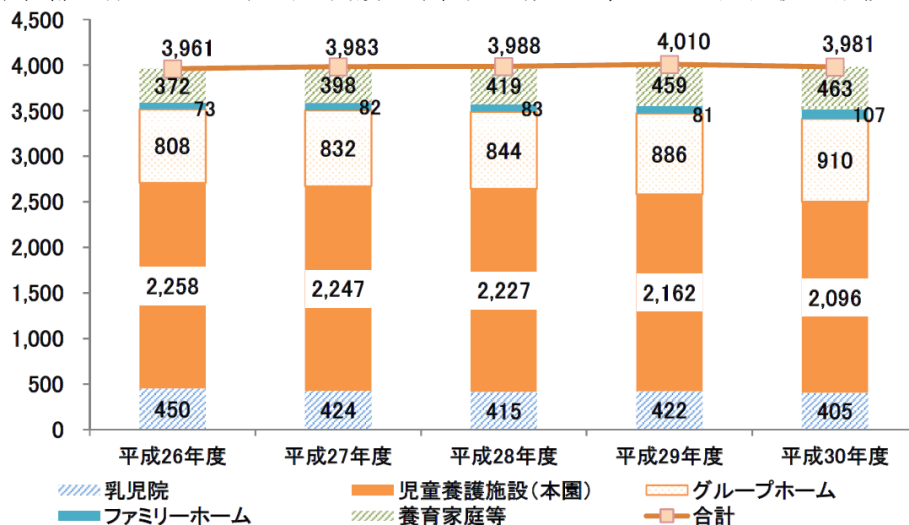
令和2年10月1日現在、養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童は117人となっている。

	区内の里親・施設等						区外の里親・施設等						合計									
	里親等 (養育家庭等)			児童養護 施設		乳 児 院	計	里親等 (養育家庭等)			児童養護 施設		乳 児 院	計	里親等 (養育家庭等)			児童養護 施設		乳 児 院	計	
	養育家庭	ファミリーホーム	養子縁組家庭	本園	グループホーム			養育家庭	ファミリーホーム	養子縁組家庭	本園	グループホーム			養育家庭	ファミリーホーム	養子縁組家庭	本園	グループホーム			
施設数（登録家庭数）	44	2	37	2	10	-	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
児童定員数 ※養育家庭は登録家庭数	44	12	37	50	60	-	203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
入所措置中 (養育委託中) 児童数	区の児童	6	1	1	5	7	-	20	10	2	4	41	33	7	97	16	3	5	46	40	7	117
	区外の児童	12	9	5	47	41	-	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	18	10	6	52	48	-	134	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※里親等の区分・施設区分ごとの状況については、次ページ以降を参照。

【参考：都全体における社会的養護の措置児童数の推移】

ここ数年、都全体における社会的養護の措置児童数は4,000人前後で推移している。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

2 里親等の状況

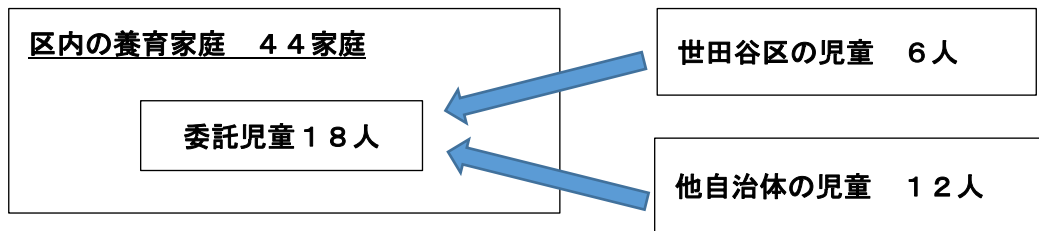
(1) 養育家庭の登録数及び委託児童数

令和2年10月1日現在の区内の養育家庭の登録数は44家庭であり、委託児童数は18人となっている。

※区内に登録されている養育家庭へ委託されている児童数であり、他自治体が措置した児童を含む（里親委託や里親への一時保護委託を行うに際して、子どもの最善の利益を保障する観点から、区内の里親に限らず、都区全域で適切な里親と子どものマッチングを実施している）。

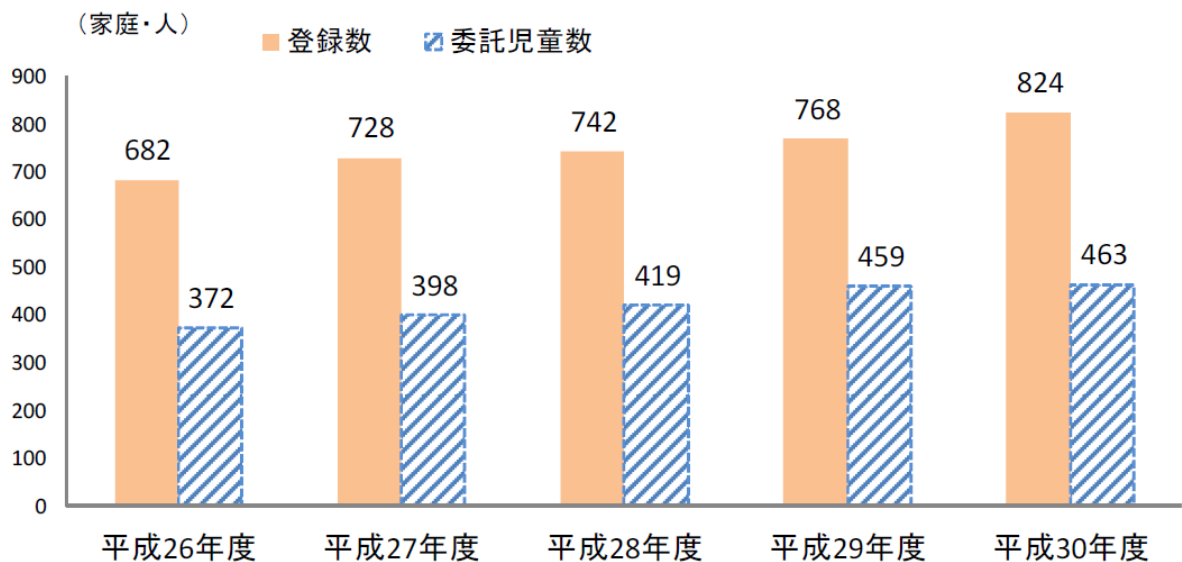
<区内の養育家庭の登録数及び委託児童数>

- ・養育家庭の登録数……44家庭
- ・委託児童数……………18人（うち区の児童6人）



【参考：都全体における養育家庭の登録数及び委託児童数の推移】

都全体における登録家庭数及び委託児童数は増加傾向だが、伸びは緩やかになっている。



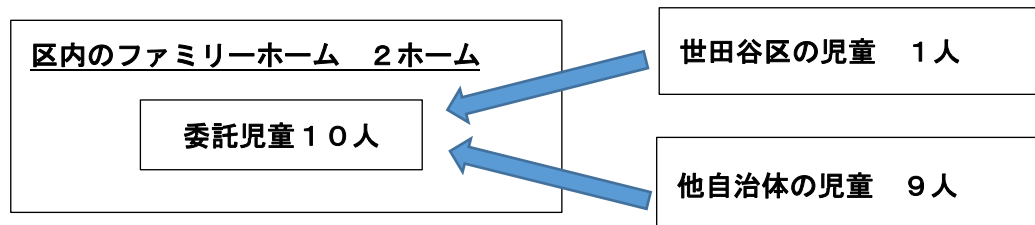
「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数

- ・令和2年10月1日現在、区内にはファミリーホーム^{*}が2ホームあり、委託児童数は10人となっている。
- ・区内2ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっている。

※ファミリーホーム：小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

区分	令和2年10月1日現在
設置数	2ホーム
養育家庭移行型ファミリーホーム	1ホーム
法人型ファミリーホーム	1ホーム
委託児童数	10人（うち区の児童1人）



【参考：都全体におけるファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移】

都全体におけるファミリーホームは、平成30年度末現在、25ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが16ホーム、法人型ファミリーホームが9ホームとなっている。

（単位：家庭、人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	16	18	18	19	25
養育家庭移行型ファミリーホーム	13	14	14	14	16
法人型ファミリーホーム	3	4	4	5	9
委託児童数	73	82	83	81	107

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 里親等委託率の現状

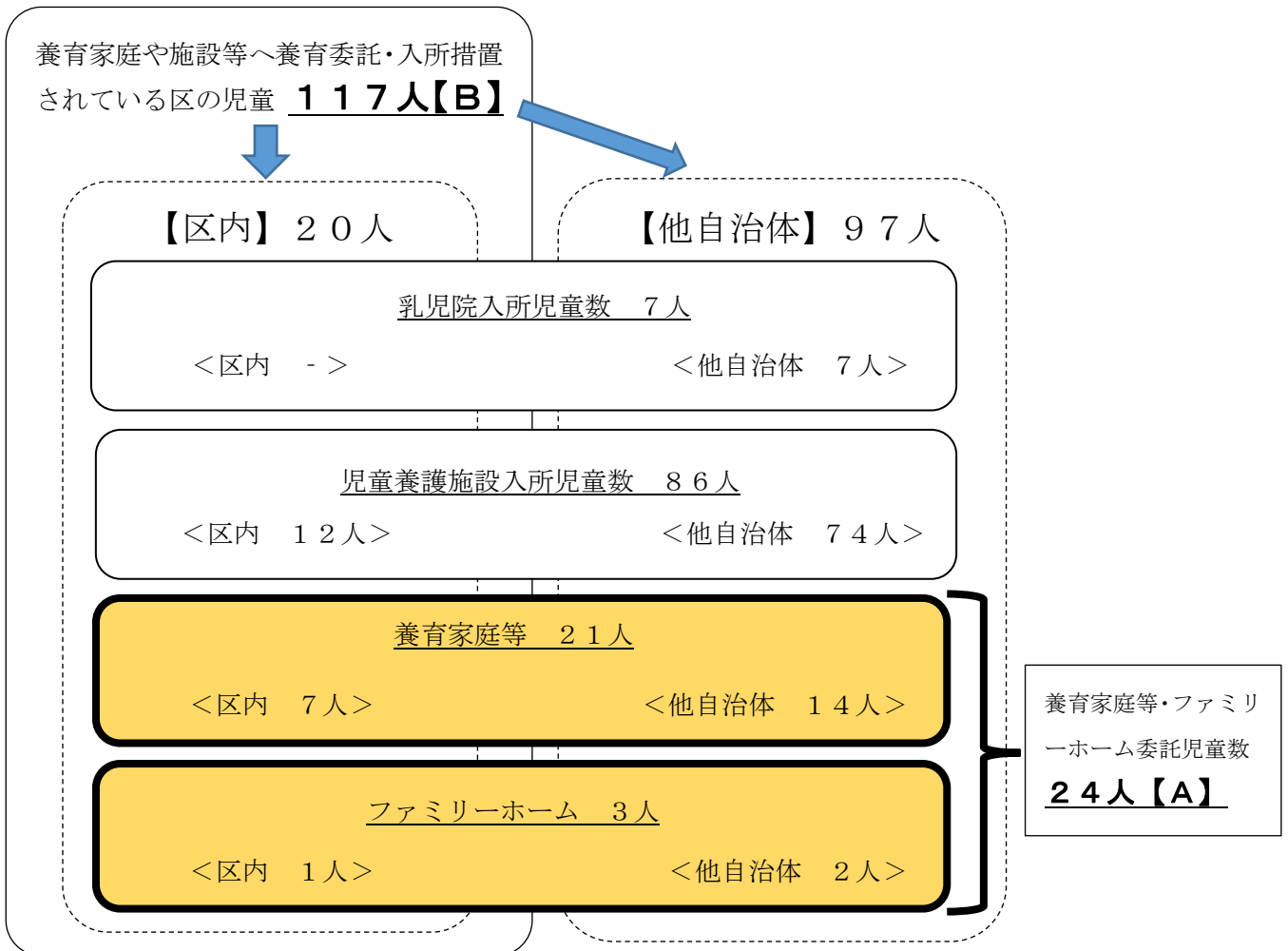
令和2年10月1日現在、区における里親等委託率は、20.5%となっている。

<里親等委託率の算出方法>

$$\frac{\text{養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【A】}}{\text{乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【B】}} = \text{里親等委託率}$$

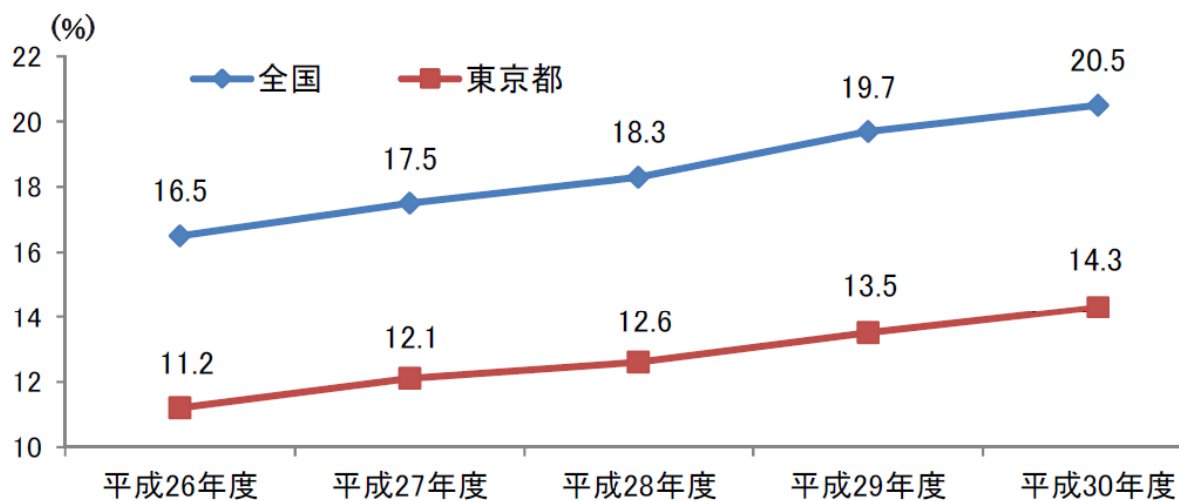
<算出式>

$$\frac{21人+3人}{7人+86人+21人+3人} = \frac{24人【A】}{117人【B】} = 20.5\%$$



【参考：都全体の里親等委託率の推移】

都全体における里親等委託率は上昇傾向であるが、全国平均よりも低く推移している。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

※全国の数値は「社会的養護の現状について(厚生労働省)」による

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(4) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組^{*1}の現状

- ・令和2年10月1日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、37家庭となっている。
- ・令和2年4月から同年9月までの区児童相談所が仲介した特別養子縁組の成立数^{*2}は2件となっている。

※1 特別養子縁組制度の概要

- ・子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
- ・「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件（実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護）を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。

※2 特別養子縁組の区児童相談所の関与

- ・特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関（医療機関を含む）がある。
- ・区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数となる。区児童相談所は、ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいる。

<参考> 東京都による新生児委託推進事業の概要（平成29年7月より実施）

- ・家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。
- ・都道府県等の許可を受け活動している民間の事業者は、全国に21団体（令和元年10月1日現在）あり、生みの親と暮らせない子どもと育ての親になりたい夫婦をマッチングし、様々なサポートを行っている。

【参考：都全体における養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状】

- ・都児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭数と、児童相談所が仲介した特別養子縁組の成立数の推移

区分	時点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養子縁組里親として登録された家庭数		75 家庭	78 家庭	93 家庭	100 家庭	118 家庭
縁組成立数		16 件	27 件	32 件	35 件	29 件

「東京都児童相談所事業概要」より作成

- ・東京都が許可した民間のあっせん機関が仲介した特別養子縁組の成立数の推移

区分	時点	平成30年度	令和元年度
縁組成立数		52 件 [*]	集計中

^{*} 児童・養親ともに都内に限らず国内外から申し込みを受けている。

「平成30年度特別養子縁組民間あっせん機関実態調査」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）より抜粋

3 児童養護施設、乳児院の状況

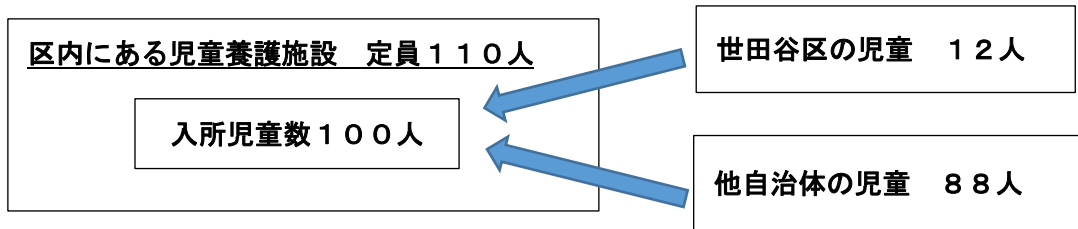
(1) 児童養護施設の入所児童数

令和2年10月1日現在、区内にある児童養護施設^{※1}の入所児童数は、児童養護施設（本園）52人、グループホーム^{※2}48人、合計で100人となっている。

※1 区内にある児童養護施設の10月1日時点の定員数：110人（本園2施設、グループホーム10施設）

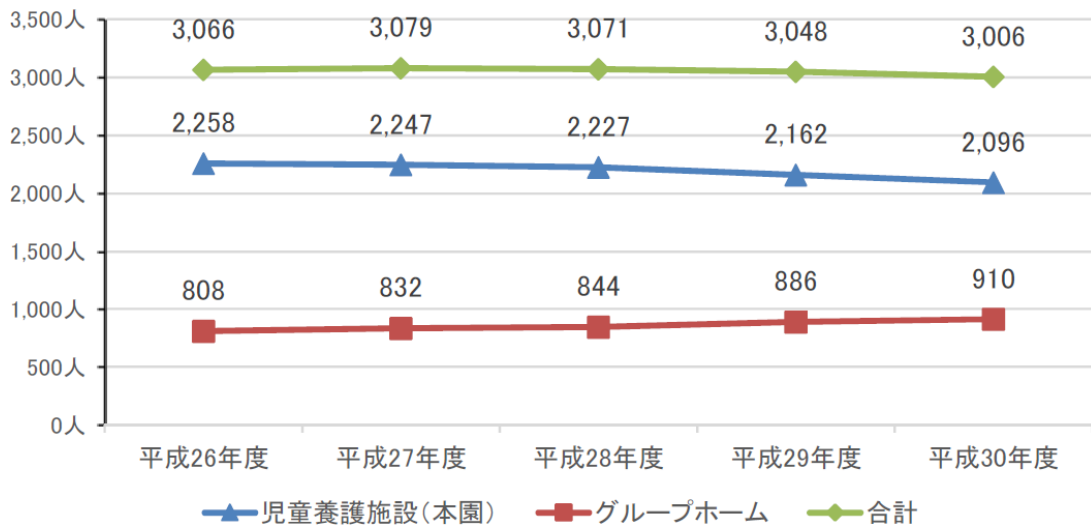
※2 グループホーム：児童養護施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

区分	令和2年10月1日現在
入所児童数	100人（うち区の児童12人）
児童養護施設（本園）	52人（うち区の児童 5人）
グループホーム	48人（うち区の児童 7人）



【参考：都全体の児童養護施設の入所児童数の推移】

都全体における児童養護施設で生活する児童数はここ数年、横ばいで推移している。

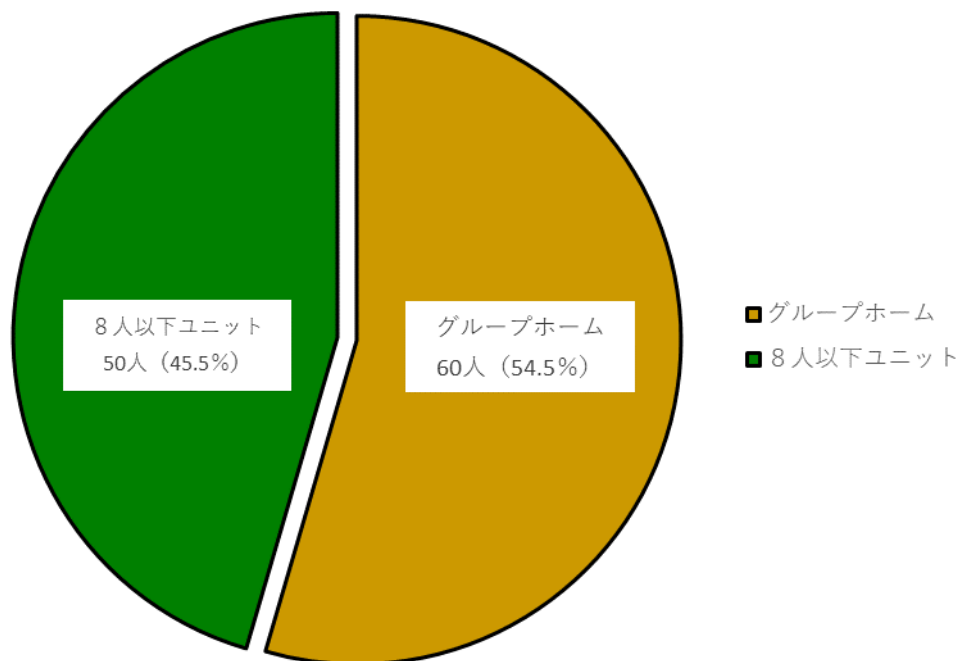


「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(2) 児童養護施設の小規模化の状況

区内の児童養護施設における小規模化^{*}の状況は、令和2年10月1日現在において100%となっている。

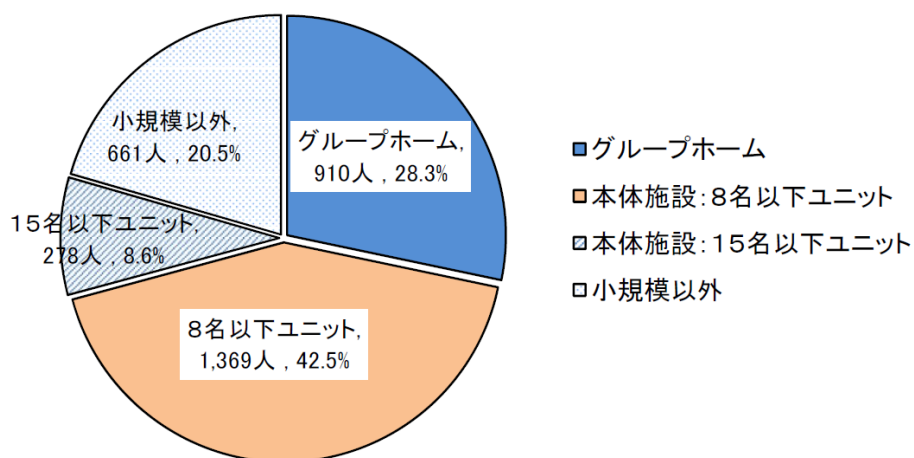
※小規模化：グループホームもしくは8人以下のユニット



【参考：都全体の児童養護施設の小規模化の状況】

都全体の児童養護施設における小規模化の状況は、平成31年2月1日時点で、グループホームが910人と児童養護施設定員の28.3%となっている。

また、本体施設で行っている8名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の70.8%まで進んでいる。



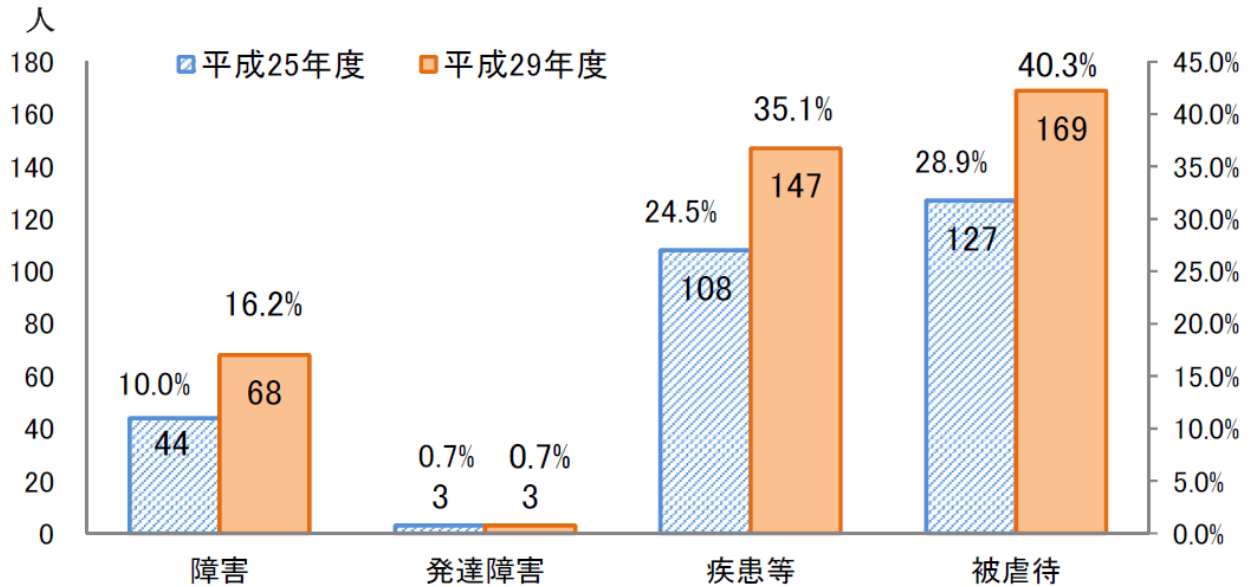
「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 乳児院の状況

区内に乳児院が存在しないため、ここでは都の状況を参考として掲載する。

【参考：都における乳児院在籍児童の障害等の状況】

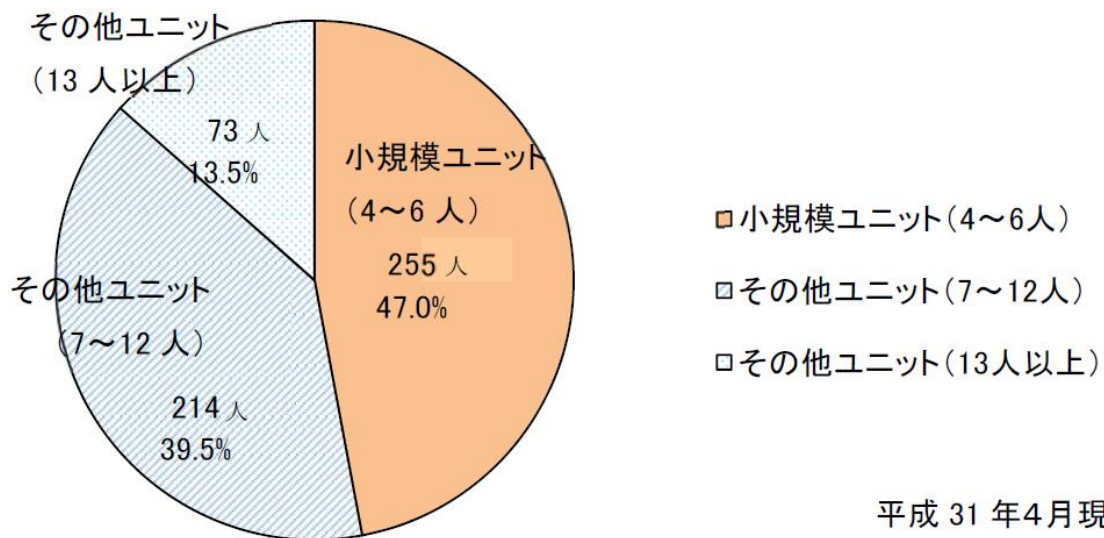
都全体を通して、乳児院では、障害や疾患等を抱えていたり、虐待を受けるなど、医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児の入所が増加している。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

【参考：都における乳児院の小規模化の状況】

都全体における、乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の47%となっている。



平成31年4月現在

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

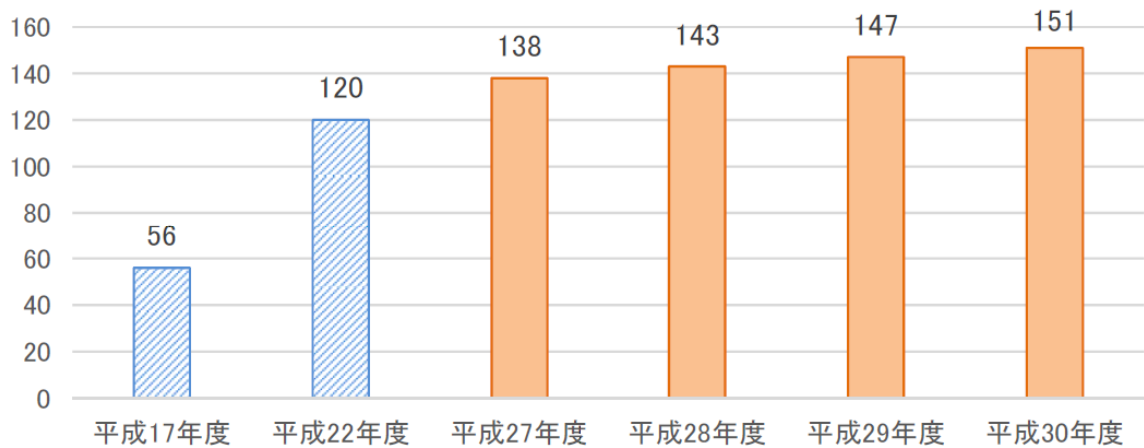
(4) グループホーム設置数

令和2年10月1日現在、区内の児童養護施設におけるグループホームの設置数は、10か所となっている。

施設名	グループホーム	入所児童定員数
東京育成園	4か所	24人
福音寮	6か所	36人
合計	10か所	60人

【参考：都全体のグループホーム設置数の推移】

都全体におけるグループホームの設置数について、平成17年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加したが、近年、伸びは緩やかになっている。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(5) 個別的ケアが必要な児童の入所状況

施設に入所している区が措置した児童^{※1}のうち、個別的なケアが必要な児童^{※2}の人数について調査を行った（令和2年10月1日時点調査）。

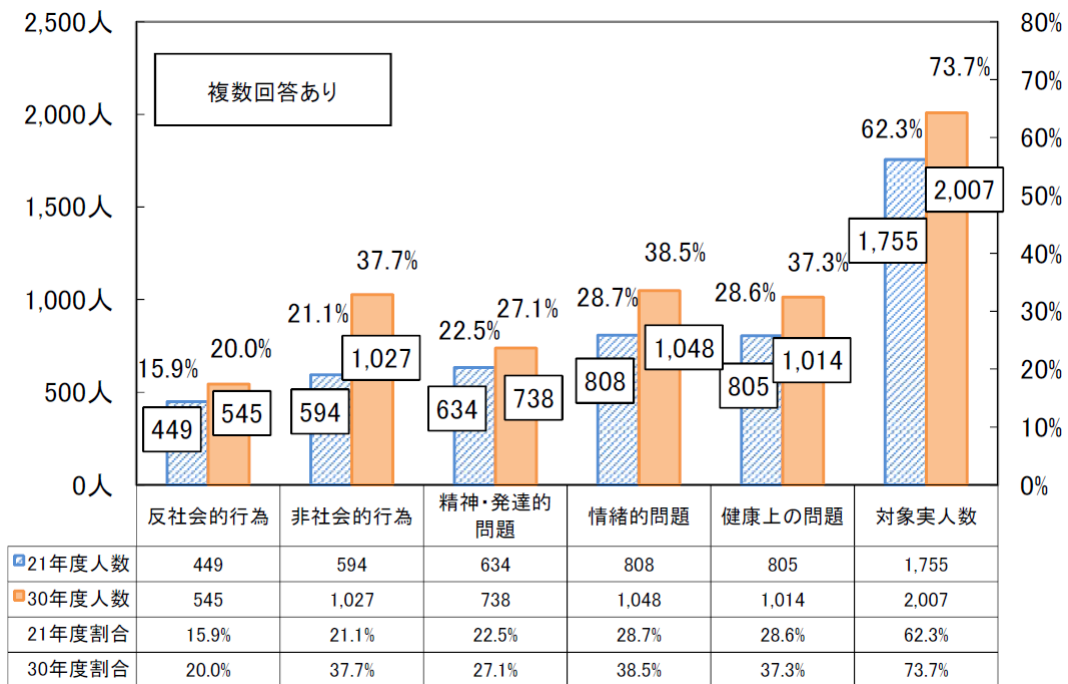
その結果、個別的なケアが必要な児童は93人中54人となっており、その割合は58.1%となっている。

※1 10月1日現在、乳児院入所7人、児童養護施設（本園）入所46人、グループホーム入所40人の合計93人を対象に調査を行った。

※2 個別的なケアが必要な児童：虐待により心身に傷を受けた児童や、何らかの障害がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童

【参考：都全体の個別的ケアが必要な児童の入所状況】

都全体における個別的なケアが必要な児童の割合は、平成21年度の62.3%から平成30年度は73.7%と大幅に増加している。



「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

4 進路・離職状況

(1) 進路状況

令和2年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は、児童養護施設・里親（養育家庭）ともに100%となっている。また、令和2年3月における区の児童の大学等進学率は、児童養護施設は66.6%となっている。

○中学校卒業児童

世田谷区	令和2年3月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	6人	6人	100.0%	0人	0.0%	6人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	1人	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	100.0%
里親	3人	3人	100.0%	0人	0.0%	3人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

○高等学校卒業児童

世田谷区	令和2年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	3人	1人	33.3%	1人	33.3%	2人	66.6%	0人	0.0%	1人	33.3%
児童自立支援施設	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
里親	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

小数第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない。

【参考：全国的に見た平均的な大学等進学率との比較】

- ・児童養護施設等の子どもたちの多くは、児童福祉法の規定により原則18歳で退所の日を迎えるが、経済的不利等により希望の進路に進むのが難しい傾向がある。退所後は自活を余儀なくされるため一般と比べ経済的に不利な面が多く、全国的にみても大学進学率も著しく低い状況にある。
- ・令和2年3月時点における区の児童養護施設等退所者の大学等進学率は、厚生労働省調査による平成30年5月現在の全国平均を上回っているが、これはせたがや若者フェアスタート事業の給付型奨学金などの取り組みなどによるものと考えられる。

	進学	就職	その他
全高卒者の進路※	74%	18%	8%
児童養護施設等退所者の進路※	31%	62%	7%

※全国の統計

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成30年5月現在）

【参考：都全体における進路状況】

平成30年3月に卒業した児童の高等学校等進学率は、児童養護施設で97.5%、児童自立支援施設で91.1%、里親で100%となっている。また、大学等進学率は、児童養護施設で44.2%、里親で42.9%となっている。

◎中学校卒業児童

	平成30年3月中学校 卒業児童数		進学						就職		その他	
			高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	244人	235人	96.3%	3人	1.2%	238人	97.5%	1人	0.4%	5人	2.0%
	全国	2,342人	2,204人	94.1%	40人	1.7%	2,244人	95.8%	56人	2.4%	42人	1.8%
児童自立支援施設	東京都	56人	50人	89.3%	1人	1.8%	51人	91.1%	—	—	5人	8.9%
	全国	467人	393人	84.1%	12人	2.6%	405人	86.7%	25人	5.4%	37人	7.9%
里親	東京都	34人	27人	79.4%	7人	20.6%	34人	100.0%	—	—	—	—
(参考)全中卒者	東京都	102,257人	101,962人	98.7%	536人	0.5%	101,498人	99.3%	148人	0.1%	611人	0.6%
	全国	1,133千人	1,120千人	98.9%	4千人	0.4%	1,124千人	99.2%	3千人	0.3%	7千人	0.6%

◎高等学校卒業児童

	平成30年3月高等学校 卒業児童数			進学						就職		その他	
				大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	201人	在籍児童	14人	7.0%	11人	5.5%	25人	12.4%	11人	5.5%	6人	3.0%
			退所児童	28人	13.9%	36人	17.9%	64人	31.8%	85人	42.3%	10人	5.0%
			計	42人	20.9%	47人	23.4%	89人	44.2%	96人	47.8%	16人	8.0%
	全国	1,715人	在籍児童	90人	5.2%	73人	4.3%	163人	9.5%	126人	7.3%	35人	2.0%
			退所児童	186人	10.8%	180人	10.5%	366人	21.3%	946人	55.2%	79人	4.6%
			計	276人	16.1%	253人	14.8%	529人	30.8%	1,072人	62.5%	114人	6.6%
児童自立支援施設	全国	6人	退所児童	—	—	—	—	—	—	6人	100.0%	—	—
里親	東京都	28人	在籍児童	3人	10.7%	1人	3.6%	4人	14.3%	4人	14.3%	3人	10.7%
			退所児童	7人	25.0%	1人	3.6%	8人	28.6%	6人	21.4%	3人	10.7%
			計	10人	35.7%	2人	7.2%	12人	42.9%	10人	35.7%	6人	21.4%
	全国	350人	計	99人	28.3%	61人	17.4%	160人	45.7%	149人	42.6%	41人	11.7%
(参考)全高卒者	東京都	101,782人		65,863人	64.7%	18,993人	18.7%	84,856人	83.4%	6,567人	6.5%	10,359人	10.2%
	全国	1,056千人		578千人	54.7%	232千人	22.0%	810千人	79.7%	186千人	17.6%	60千人	5.7%

※（児童養護施設・児童自立支援施設・里親）社会的養護現況調査（国）より

※（全中卒者、全高卒者）学校基本調査（国）より

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

令和2年3月に中学校・高等学校を卒業し、進学した区が措置した児童の進学後の在籍状況は、児童養護施設・里親（養育家庭）ともに100%となっている。

【参考：都全体における進学した学校における在籍・卒業状況】

都全体における施設等退所後に進学した学校等の中途退学率は、児童養護施設で17.7%、児童自立支援施設で31.6%、養育家庭で31.3%となっている。

(単位：%)

区 分	続けて在籍している	中途退学した	卒業した
児童養護施設	43.4	17.7	38.9
児童自立支援施設	47.4	31.6	21.1
養育家庭	50.0	31.3	18.8

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（平成29年2月）

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

(3) 離職状況（参考）

- ・ 令和2年3月に中学校・高等学校を卒業した区の児童のうち、就職した児童はいなかった。
- ・ なお、参考として、都の状況は、次のとおりである。

【参考：都全体における施設等退所後に就いた最初の仕事の離職状況】

都全体では、施設等退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方（181人）の約5割が、1年未満で辞めている。

(単位：%)

～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
30.9	19.9	34.3	14.9

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」（平成29年2月）

「東京都社会的養育推進計画」より抜粋

1 児童相談所の相談受付状況

	総数	養護相談		保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等	触法行為等相談	不登校相談	性格行動相談	しつけ相談	適性相談	その他の相談	(再掲)	
		被虐待相談	その他相談															いじめ相談	児童売春等被害相談
4月	159	119	10	0	0	0	0	1	15	0	5	1	0	7	0	0	1	0	0
5月	185	158	3	0	0	0	0	1	10	2	6	2	0	2	1	0	0	0	0
6月	257	212	13	0	2	0	0	0	14	0	9	1	0	4	0	1	1	0	0
7月	281	222	8	0	2	0	0	0	29	0	6	2	1	8	1	0	2	0	0
8月	129	96	7	0	0	0	0	0	10	0	4	1	0	8	0	0	3	0	0
9月	205	168	10	0	0	0	0	0	14	0	5	2	0	5	0	0	1	0	0
合計	1,216	975	51	0	4	0	0	2	92	2	35	9	1	34	2	1	8	0	0

2 児童相談所の相談対応状況

	総数	面接指導	訓戒・誓約	児童福祉司の指導	児童委員の指導	児童家庭支援センター委託	区市町村指導委託	区市町村送致	福祉事務所へ送致等	児童福祉施設		里親委託	指定発達支援医療機関委託	家庭裁判所に送致	その他
										入所	通所				
4月	86	72	0	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	5
5月	92	71	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
6月	181	158	0	4	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	16
7月	121	101	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	14
8月	99	86	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
9月	149	125	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
合計	728	613	0	24	0	0	0	0	0	6	0	1	0	1	83

3 児童相談所の被虐待児童相談対応状況（虐待内容別）

	計	虐待内容別			
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢（ネグレクト）
4月	68	23	2	38	5
5月	62	18	0	42	2
6月	149	44	0	99	6
7月	110	25	0	69	16
8月	84	24	0	57	3
9月	105	32	1	67	5
合計	578	166	3	372	37

4 児童相談所の被虐待児童相談対応状況（相談経路別）

		都道府県				区市町村				児童福祉施設 指定発達支援医療機関			警察等	認定 子ども 園	児童 家庭 支援 センター	家庭 裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童 委員 (通告)	家 族						親戚	近隣 知人	児童 本人	その他	合計		
		児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	その他	福祉 事務所	児童 委員	保健 センター	その他	保育所	児童 福祉 施設	指定発達 支援医療 機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育 委員会 等			虐待者本人			虐待者以外									
																								父親	母親	その他	父親	母親	その他							
4月	身体的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	1	3	23			
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
	心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	18	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	11	1	1	38	
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	5		
	計	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	26	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4	20	2	4	68	
5月	身体的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	9	0	0	18
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	心理的虐待	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15	0	8	42	
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2		
	計	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	0	24	0	8	62
6月	身体的虐待	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	20	3	1	44	
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	心理的虐待	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	45	0	10	99	
	ネグレクト	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	6	
	計	4	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	0	3	67	3	11	149	
7月	身体的虐待	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	1	2	25
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	心理的虐待	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	42	0	3	69
	ネグレクト	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	9	0	1	16	
	計	2	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	60	1	6	110
8月	身体的虐待	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	24	
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	心理的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	4	57
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
	計	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	33	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	4	84	
9月	身体的虐待	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	13	1	1	32
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	心理的虐待	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	34	0	7	67	
	ネグレクト	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	計	6	0	0	2	0	0	0	4	2	0	0	25	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	47	1	8	105	
合計	身体的虐待	5	0	0	2	0	0	0	14	0	0	0	41	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	1	0	5	3	2	2	70	6	7	166	
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	心理的虐待	9	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	133	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	4	2	3	5	173	1	33	372	
	ネグレクト	4	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	15	0	1	37	
	計	18	0	0	2	0	0	0	23	2	0	0	176	0	0	0	0	3	0	11	0	0	0	0	0	2	0	9	11	7	8	258	7	41	578	

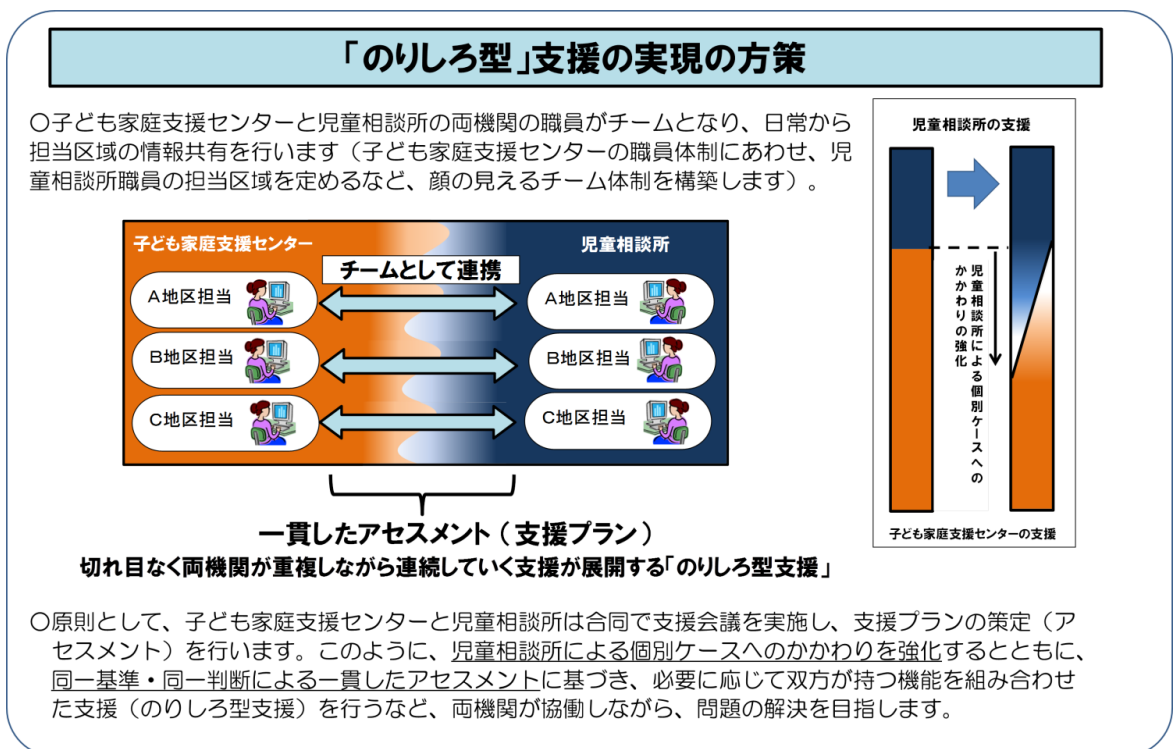
5 児童相談所の被虐待児童相談対応状況（主な虐待者別）

		実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
4月	身体的虐待	3	2	8	0	10	23
	性的虐待	2	0	0	0	0	2
	心理的虐待	14	1	19	0	4	38
	ネグレクト	0	0	2	1	2	5
	計	19	3	29	1	16	68
5月	身体的虐待	5	0	3	0	10	18
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	19	1	17	0	5	42
	ネグレクト	0	0	2	0	0	2
	計	24	1	22	0	15	62
6月	身体的虐待	15	2	11	0	16	44
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	34	0	55	1	9	99
	ネグレクト	3	0	2	0	1	6
	計	52	2	68	1	26	149
7月	身体的虐待	7	2	3	0	13	25
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	22	0	38	0	9	69
	ネグレクト	0	0	15	0	1	16
	計	29	2	56	0	23	110
8月	身体的虐待	6	1	2	0	15	24
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	心理的虐待	29	0	17	0	11	57
	ネグレクト	0	0	1	0	2	3
	計	35	1	20	0	28	84
9月	身体的虐待	9	2	14	0	7	32
	性的虐待	1	0	0	0	0	1
	心理的虐待	26	7	20	0	14	67
	ネグレクト	0	0	5	0	0	5
	計	36	9	39	0	21	105
合計	身体的虐待	45	9	41	0	71	166
	性的虐待	3	0	0	0	0	3
	心理的虐待	144	9	166	1	52	372
	ネグレクト	3	0	27	1	6	37
	計	195	18	234	2	129	578

【参考】児童相談行政の再構築の取り組み状況

(1) これまでの経緯

- ・区は、令和2年4月に、23区で初めてとなる区立の児童相談所を開設した。
- ・区は、児童相談所の開設に際し、現行法令基準を上回る職員数の配置を行うとともに、多角的な視点から適切できめ細やかな業務対応をするために、保健師や医師及び弁護士等専門職員の配置を行っている。
- ・地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」により、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。



(2) 具体の取り組み内容

- ・児童相談所設置に向けたこの間の議論において、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの二元的な児童相談体制の下で生じる様々な問題が指摘されてきた。区は、一貫した初動対応や、アセスメントの共有など、両機関の一元的運用により適切な援助活動を行っている。

- ・日常から、子ども家庭支援センターと児童相談所は、合同会議等で支援方針等を共有するとともに、リスク判断にあたって共通のアセスメントシートを用いるなどにより、リスクに対する視点の統一を図っている。
- ・これにより、子ども家庭支援センターが支援しているケースについても、必要に応じて早期の一時保護を行い、その後の支援に速やかにつなげるなど、一元的運用のメリットを発揮した相談援助活動が展開されている。

ア チームとしての顔の見える職員体制

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、一つのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。
- ・子ども家庭支援センターが月1回開催する要保護児童支援協議会進行管理部会に児童相談所の地域担当S Vや児童福祉司が出席し、ケースの進行管理や意見交換を行うことで、双方の地区担当の顔の見える関係づくりを行っている。

イ 一貫した初動対応

- ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、区の児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。
- ・児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っている。※
- ・子ども家庭支援センターが児童の安全確認を行ったケースについても、児童相談所と情報を共有し、その後の調査や支援の際、必要に応じて児童相談所も訪問に同行する等の連携を図っている。

※ 令和2年4月～9月の児童相談所による安全確認は589件、子ども家庭支援センターによる安全確認は386件となっている。

ウ アセスメントの共有

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。
- ・また、チームとしての顔の見える職員体制の下、共同して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討など、日々の業務の中できめ細やかな連携を図っている。

- ・これに加え、毎月「合同会議」を行い、共同して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討とともに、それぞれが担当するケースの情報共有等を行っている。

＜参考事例 1＞ 早期の一時保護と一時保護解除後の適切な支援

- 子ども家庭支援センターが従来から支援にあたっている児童について、学校から新たな虐待の兆候があるとの連絡があった際などに、児童相談所は、学校訪問に速やかに同行し、必要に応じて即時に児童の一時保護を行う等の対応を行っている。
- 児童相談所は、虐待が深刻化・重篤化する前の早期の段階で一時保護を実施し、児童の心理・行動診断などを迅速に行うとともに、これらを踏まえた家族との話し合いや指導を重ねるなど、児童の安全が保障された在宅生活のための環境整備に努めている。こうした児童相談所の援助方針や、在宅生活を見守るうえで必要な情報は、子ども家庭支援センターとも適宜共有し、児童が在宅生活に復帰する際には、両機関の協議により、適切な子育て支援のメニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげている。

＜参考事例 2＞ きめ細やかな支援の促進

区の児童相談所と子ども家庭支援センターによる一元的な運用が開始された以降、児童相談所が受理した虐待通告のうち、いわゆる泣き声通告などは子ども家庭支援センターに支援を依頼するなど、適切な役割分担を行っている。また、児童相談所が対応した後に、子ども家庭支援センターに支援を依頼して、子育て支援サービスの利用等により虐待の再発予防を図っており、例えば、子どもの養育に課題を抱える家庭に対し、養育支援等ホームヘルパー訪問事業等の利用につなぐケースが増加するなどしており、きめ細やかな支援が促進されている。

【養育支援等ホームヘルパー訪問事業 利用実績（実世帯数）】

令和元年度：養育困難 112 世帯、ひとり親 37 世帯

令和 2 年度（9 月末）：養育困難 100 世帯、ひとり親 13 世帯